

学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

氏名 (男・女)
生年月日 平成 年 月 日

□ 下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、 月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第1種感染症 □ () [治癒]

第2種感染症 □ インフルエンザA・B [発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日(幼児:3日)経過]
□ 麻疹[解熱後3日経過] □ 水痘[すべての発しんの痂皮化]
□ 風疹[発しん消失]
□ 流行性耳下腺炎[耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹発現後5日を経過、全身状態良好]
□ 咽頭結膜熱[主要症状消褪後2日経過]
□ 百日咳[特有の咳消失・5日間抗菌性物質製剤治療終了]
□ 結核[感染のおそれなし] □ 髄膜炎菌性髄膜炎[感染のおそれなし]

第3種感染症 [感染のおそれなし]

□ 腸管出血性大腸菌感染症^(*)

□ 流行性角結膜炎

□ 急性出血性結膜炎

□ コレラ

□ 細菌性赤痢

□ 腸チフス

□ パラチフス

^(*) 便の細菌培養において2回 陰性が確認されたものとするのが一般的である。

◆ 第3種その他の伝染病 [①～④ は、出席停止により感染拡大防止効果があるもの]

□ ① A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)

□ ② アデノウイルス感染症

□ ③ 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによる)

□ ④ 急性細気管支炎(主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)

[その他、個人の療養効果を重視した感染症]

マイコプラズマ感染症・異型肺炎・単純ヘルペス歯肉口内炎・带状疱疹・()

□ いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん

よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

がんこな咳嗽 唾液腺の腫大

□ その他の意見:

平成 年 月 日

医療機関名:

診察医師(診察した医師に限る):